

確認印	課長	補佐	担当

住宅用家屋証明申請書

令和 年 月 日

武豊町長殿

下記の家屋が、租税特別措置法施行令第41条又は第42条第1項の規定に該当するものである旨の申請をします。

住所
(申請人)
氏名

※1

① 新取得した者	住所		
	氏名		
	取得年月日	② 令和 年 月 日	
	取得の原因 (移転登記の場合に記入)	③ 1 売買 2 競落	
家屋	所在地		
	家屋番号	番	
	新築年月日	④ 令和 年 月 日	
	床面積	⑤	
	構造	⑥	
	使用状況	⑦ 1 使用されたことがある 2 未使用である	
	居住状況	⑧ 1 入居済 2 入居の予定	
	認定長期優良住宅	⑨ 1 該当する 2 該当しない	
	認定低炭素住宅	⑩ 1 該当する 2 該当しない	
	工事費用の総額※2	⑪	円
売買価格※2	⑫	円	
申立欄	⑬ 氏名		印
手数料徴収欄※1		1,300円	

昭和五十九年四月一日以後に新築・取得された住宅用家屋に係る証明申請書用紙

※1 欄は、申請者が記載する必要はありません。

※2 欄は、使用状況⑦において「1」を選択し、かつ特定の増改築等がされた家屋については宅地建物取引業者から取得したものの場合のみ記入。

記 載 要 領

- ① 家屋の新築又は、取得の区分に応じ、該当するものを○で囲むこと。
(新築の場合は建築確認通知書等)
- ② 売買契約書等により、所有権移転の日を記載すること。
なお、新築した方の所有権移転の保存登記に係る証明申請にあつては、この欄を抹消すること。
(売買契約書、受渡証明書等)
- ③ 「取得の原因」の欄は、移転登記の場合に限り、1又は2のうち該当するものを○印で囲むこと。
- ④、⑤、⑥ 表示登記による新築年月日、床面積、構造を記載すること。
(登記事項証明書等)
- ⑦ 取得した方の取得以前に、家屋が使用されたことがあるかどうかの区分に応じ、該当する番号を○で囲むこと。なお、新築した方の所有権の保存登記に係る証明申請にあつては、この欄を抹消すること。
- ⑧ この証明を受けようとする日現在、家屋に入居しているかどうかの区分に応じ、該当する番号を○で囲むこと。
(住民票)
- ⑨ 認定長期優良住宅に該当するかどうかの区分に応じ、該当する番号を○で囲むこと。
(認定申請書の副本または認定通知書の写し)
- ⑩ 認定低炭素住宅に該当するかどうかの区分に応じ、該当する番号を○で囲むこと。
(認定申請書の副本または認定通知書の写し)
- ⑪、⑫ 建築後使用されたことのある租税特別措置法施行令第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したものである場合、⑪に同令同条第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額、⑫に取得の対価の額を記載すること。(売買契約書または売渡証書等、増改築等工事証明書)
- ⑬ ⑧欄で、「2 入居の予定」とした場合に、いつから自己の居住の用に供するかを記載し、新築した方又は取得した方が記名押印すること。